

千葉明德短期大学 合理的配慮を必要とする学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、千葉明德短期大学（以下「本学」という。）における合理的配慮を必要とする学生に対して障害学生支援（以下「支援」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とし、いわゆる障害者手帳の所有者に限らないものとする。

第3条 この規程において、「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第4条 この規程において、「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を行使できるよう、本学が必要かつ適当な変更調整を行うこととし、障害のある学生の状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ本学に過度の負担を課さない配慮であることとする。

(責務)

第5条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第6条 教職員は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮検討会議（以下「検討会議」という。）で決定した具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

2 教職員は、合理的配慮を提供する場合、次の各号に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 個々の学生の障害の状態及び特性並びに教育的ニーズ等に応じて配慮するように努める。
- (2) 障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保するように努めるとともに、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持できるように努める。
- (3) 配慮の内容の検討及び提供においては、本人の要望に基づいた調整に努め、学内での障壁が除去できるように調整・検討する。
- (4) 合理的配慮の実施に伴う本学の負担が過重ではない範囲において行い、本学が過重な負担にあたる判断した場合は、障害のある学生にその旨を説明するとともに、他に実現可能な措置を検討し提案する。

(支援の申し出)

第7条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援及び支援の変更を申し出ることができる。

第8条 支援及び支援の変更の申し出先は、入学前はアドミッションセンター、入学後は学

生生活委員会とする。

- 2 障害のある学生から申し出を受けた場合は、障害や状況、希望する支援の内容について十分な聴取を行い、「支援申請書」の提出及び支援の流れについて説明するものとする。
- 3 「支援申請書」は当該学生本人が作成し、入学前はアドミッションセンターへ、入学後は学生生活委員会へ提出する。

(支援の内容)

第9条 支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 授業科目の履修に必要な支援
- (2) 入学試験及び試験を受けるために必要な支援
- (3) 保育・教育実習等の校外授業に必要な支援
- (4) 履修登録、奨学金の申請、就職サポート等の学生生活に必要な支援
- (5) 本学が主催する式典、講演会その他の行事に参加するために必要な支援
- (6) 災害時の避難や安否確認等に必要な支援
- (7) その他、学長が必要と認めた支援

(入学前の合理的配慮の検討)

第10条 受験から入学までの期間に支援及び支援の変更を希望する場合の申し出先は、アドミッションセンターとする。

- 2 アドミッションセンター長は、入学を希望する者から「支援申請書」の提出があったことを学科長に報告し、学科長は入学を希望する者の意志を十分尊重した上で、検討会議を開催する。
- 3 前項に定める検討会議は、次の各号に掲げる者のうち「支援申請書」に記載された支援内容に関係する委員を学科長が招集して開催する。

- (1) 入試・募集、広報委員
- (2) 学生生活委員会のうち1名
- (3) その他、学長が指名する者

(入学後の合理的配慮の検討)

第11条 入学後に支援及び支援の変更を希望する場合の申し出先は、学生生活委員会とする。

- 2 学生生活委員長は、当該学生から「支援申請書」の提出があったことを学科長に報告し、学科長はその申請に対し、教育的ニーズと意志を十分尊重した上で、検討会議を開催する。
- 3 前項に定める検討会議は、次の各号に掲げる者のうち「支援申請書」に記載された支援内容に関係する委員を学科長が招集して開催する。

- (1) 学生生活委員長
- (2) 教務委員会のうち1名
- (3) 実習委員会のうち1名
- (4) その他、学長が指名する者

(審議)

第12条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 申し出に対する支援の必要性に関すること
- (2) 障害のある学生の支援のための具体的方策に関すること

- (3) 障害のある学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること
- (4) 障害のある学生に係る施設整備に関すること
- (5) 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること
- (6) その他、障害のある学生の支援に関し必要な事項
(支援計画の策定)

第13条 検討会議参加者は、検討会議で審議された事項について関係する教職員と協議し、申請から2週間を目途に個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第14条 支援計画の内容は、当該学生の合意を得て決定する。アドミッションセンター長及び学生生活委員長は、当該学生に対し実施する支援計画の内容について十分な説明の機会を設け、決定事項に対する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

2 アドミッションセンター長及び学生生活委員長は、決定事項について教職員に十分に説明の機会を設け、支援内容について共通理解を図る。

(紛争解決)

第15条 障害のある学生が支援計画の内容又はその決定過程に対して不服を申し出た場合、学長は、学生本人の求めに応じて紛争の解決を図るための第三者委員会を設置することができる。

(支援の実施)

第16条 具体的支援は、学長が主たる責任を持って実施する。

2 アドミッションセンター長及び学生生活委員長は、支援が円滑に行われるよう、担当教職員への調整を行う。

3 学科長は、支援の実施にあたって、学外機関との連携等を行う。

(相談対応)

第17条 学生生活委員は、支援が円滑かつ継続的に行われるよう、当該学生及び教職員からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

2 障害のある学生が、支援内容について変更(追加・中止を含む)を求める場合は、当該学生本人が学生生活委員会へ申し出る。

(支援に係る事務)

第18条 入学前の支援に係る事務は、アドミッションセンターにおいて処理する。

2 入学後の支援に関する事務は、総務グループにおいて処理する。

(秘密保持義務)

第19条 障害のある学生の支援に従事する者又は支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害のある学生の支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第20条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に必要な事項については、学長が定めることができる。

(改廃)

第21条 この規程の改廃については、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。